

中古住宅の売買をお考えの方へ

インスペクション+瑕疵保険で安心できる中古住宅を!

インスペクション(既存住宅現況検査)で劣化事象等の有無を把握。
既存住宅売買瑕疵保険に加入して売買後のリスクと不安を解消。

あんしん空き家流通促進事業補助金

検査費用と保険料の各1/2

最大10万円を補助!

申請できる方

県内にある中古住宅の所有者
(売買契約を締結した買主を含みます)



対象となる住宅

居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満の店舗等併用住宅を含みます)で、平成28年4月以降にインスペクション、または既存住宅売買瑕疵保険契約したもの

対象となる経費

【インスペクション補助金】

国土交通省「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に沿った検査及びそれに付随する検査*に要する経費が対象です。

※知事が指定する団体(裏面参照)に登録された住宅現況検査技術者が行う検査が対象です。

【既存住宅売買瑕疵保険補助金】

住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険加入に要する経費が対象です。

補助額

インスペクションの費用の2分の1以内(一戸当たり5万円を上限)を補助します。
既存住宅売買瑕疵保険の保険料の2分の1以内(一戸当たり5万円を上限)を補助します。
それぞれの合計で最大10万円を補助します。

申請受付期間

平成28年4月25日から平成29年3月15日まで